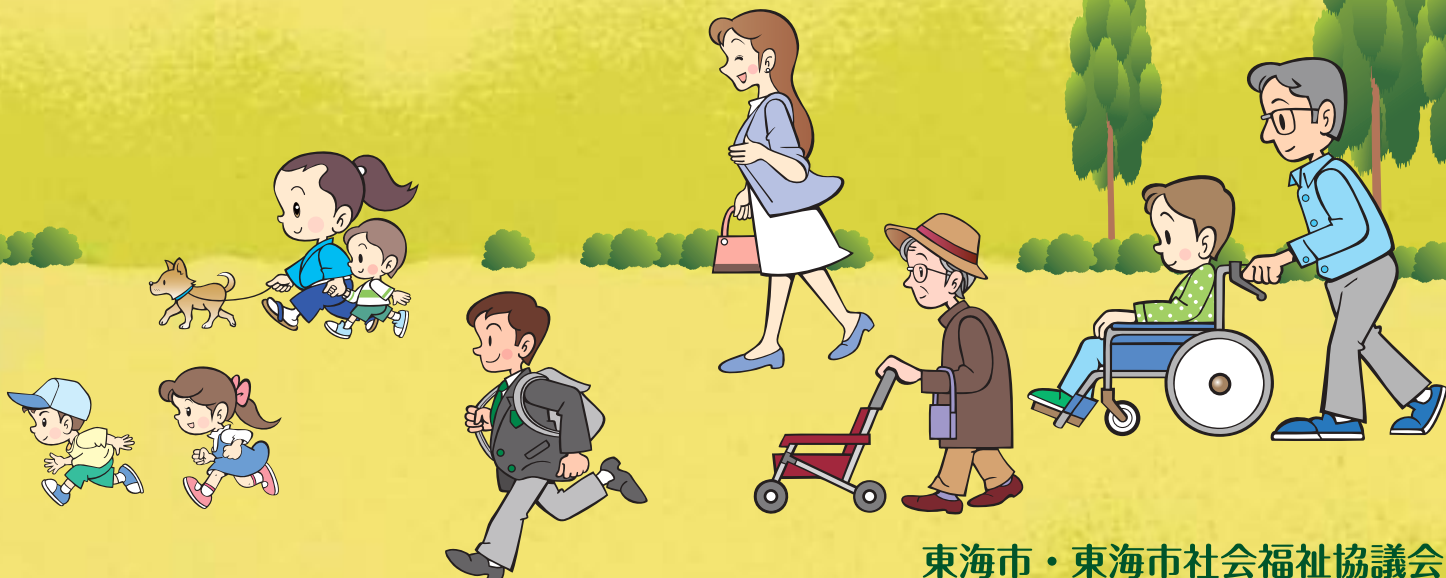




おもい つながり ささえあう

第4次 東海市総合福祉計画

令和6年度～令和15年度
(2024年度～2033年度)



はじめに

本市では、平成26年（2014年）3月に第3次東海市総合福祉計画を策定し、高齢、障がい、子ども、地域福祉などの分野ごとに施策を立て、福祉施策の推進を図ってまいりました。また、地域包括ケアシステムの推進においても、「0歳から100歳の地域包括ケア」を目指し、体制整備を図ってきたところでございます。

近年、国では少子高齢化や核家族化の進行に加え、単身世帯や共働き世帯が増加するなど、社会構造の変化に伴い、地域のつながりの希薄化が課題であると言われておりますが、本市においても例外ではありません。また、様々な分野が絡み合い、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間についての対応が求められております。

このような状況の中、本市では、誰もが安心して暮らすことができ、「支え手」「受け手」の関係性を超え、お互いに認め合い、つながり、支え合える地域づくりを目指し、ここに第4次東海市総合福祉計画をまとめました。

本計画は、東海市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、社会福祉協議会と市が両輪となって、本市の地域福祉の推進をしてまいります。また、令和6年（2024年）4月から施行される孤独・孤立対策推進法やこども家庭庁が進めている「こどもまんなか社会」も視野に入れ、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を超えた包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残すことのないまちづくりを進めてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました東海市総合福祉計画推進協議会の皆様をはじめ、貴重な御意見、御協力をいただきました市民並びに関係者の皆様方に心より感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月



東海市長 花田 勝重

はじめに

本会では、令和3年（2021年）3月に第5次東海市地域福祉活動計画を策定し、「ともにささえあい おもいやるまちづくり -ふだんのくらしの しあわせ をかたちに-」を基本理念とし、地域福祉活動の推進を図ってまいりました。また、東海市が進める地域包括ケアシステムの推進等においても、市と連携し体制整備を図ってきたところでございます。

本会では地域生活課題の把握や解決に向けて、町内会・自治会、コミュニティや学校などとの意見交換の場として「話し合いの場づくり」、日常生活におけるちょっとした困りごとに、できる範囲で「お互いさま」の気持ちで支援する「役割の場づくり」、市民館や公民館、集会所などの近い場所で市民の協力のもとに進めている、子どもから高齢者までを対象とした活動に参加できる「居場所づくり」を行ってきました。また、これらの活動をつなげるために、民生・児童委員やシニアクラブ、地域活動団体などと連携して、「地域の目、地域のアンテナ役」として住民同士による見守り活動も進めてまいりました。

地域のつながりが希薄化していると言われていますが、本会においては市民の皆さまや福祉団体とより強い連携のもと、様々な地域生活課題の解決に向けて取り組んでいく必要性を強く感じております。

第6次東海市地域福祉活動計画は、東海市の「第4次東海市総合福祉計画」と一体的に策定し、市と社会福祉協議会が両輪となって、社会参加や役割創出に向けた仕組み作りや社会資源の開発、分野を超えた包括的な支援体制を構築するため、相談支援体制の強化を図り、地域共生社会を目指した本市の地域福祉の推進を担ってまいります。

計画の策定にあたり、福祉団体やボランティア団体、市民の皆様に多くのご意見をいただきました。心より感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

東海市社会福祉協議会
会長 久野 久行



目次



第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨	6
2 地域福祉を取り巻く現状と課題	7
3 計画の位置づけ	9
4 計画期間	10
5 基本理念	11
6 基本目標	11
7 施策体系	12

第2章 データから見る東海市

1 統計から見る東海市の現状	14
2 地域の捉え方	22
3 計画策定に向けた市民の声	23
4 包括的支援体制イメージ図	25

第3章 施策の展開

基本目標 1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている	26
① 気軽に相談できる体制を強化します	28
② コミュニティの中で支え合える体制を整備します	32
③ 一人ひとりの生活について考える機会を増やします	36
基本目標 2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している	40
④ 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します	42
⑤ すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします	48
⑥ 安心して生活できるよう身近な場所で支援します	52
基本目標 3 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている	56
⑦ 子ども・子育て世代への支援を充実させます	58
⑧ 支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます	62
⑨ 子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します	66

第4章 計画の推進

1 重点項目	70
2 進行管理	71

資料編

参考資料

事業推進組織体系イメージ図	73
用語解説	74
指標算出方法	76
東海市総合福祉計画推進協議会条例	78
諮問	80
答申	80
総合福祉計画推進委員会設置規程	82
総合福祉計画策定プロジェクト要領	84
東海市総合福祉計画推進協議会委員名簿	86
東海市総合福祉計画推進委員会委員名簿	87
東海市総合福祉計画策定プロジェクトチーム委員名簿	88
総合福祉計画策定の経緯	89



親しみやすい計画書をイメージして、表紙・挿絵デザイン及び全体デザインの監修をイラストレーターの成田わたる氏にお願いしました。表紙については、本計画の理念である「おもい つながり ささえあう」をテーマに、いろいろな人が安心して暮らしているイメージで、東海市らしい風景を取り入れながら描いていただきました。

1 計画策定の趣旨

本市では、福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成5年度（1993年度）に第1次東海市総合福祉計画を策定し、それ以降10年ごとに計画を策定して、高齢、障がい、子ども及び地域福祉の分野を柱にその時代に合った、総合的な福祉の計画として福祉施策の推進を図ってきました。

しかし、時代の中で複雑的かつ複合的な課題を抱えている人や世帯が増え、分野別の施策の推進では対応が難しくなってきたため、これまでの高齢、障がい、子ども及び地域福祉という分野別で整理するのではなく、包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない地域となるための施策を推進する計画として、第4次東海市総合福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定します。



2 地域福祉を取り巻く現状と課題

我が国の福祉制度や政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や状態、課題ごとに制度を設け、サービス提供や専門的支援体制の構築を進めることで、その内容は、質・量ともに充実してきました。

しかし、令和2年（2020年）の国勢調査において、我が国の高齢化率は28.6%、年少人口は11.9%と少子高齢化や平均世帯人数が2.21人と核家族化が進んでおり、将来の人口推計は、令和13年（2031年）に人口が1億2千万人を下回り、その後も減少を続け、令和38年（2056年）には1億人を割り込むと推計されています。本市においても、高齢化率は22.2%と国の値よりは低いものの、緩やかに少子高齢化が進んでいます。そのため、地域福祉においては、担い手不足や活動者の高齢化、地域の支え合い機能の低下といった課題に直面することについて考え、取り組んでいくことが重要です。

平成28年（2016年）に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中では、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域のあらゆる住民が役割を持ち自分らしく生き、活躍できる地域コミュニティの育成等を推進することが示されました。

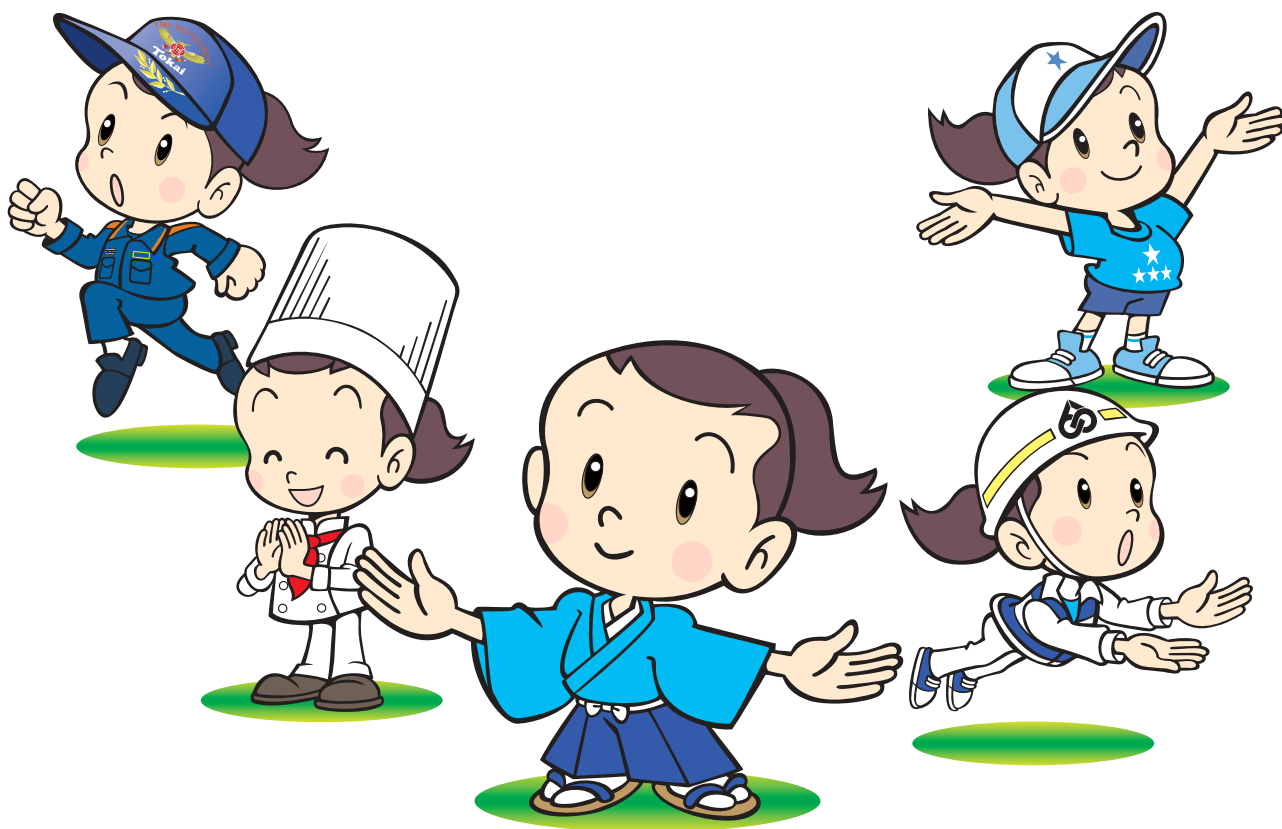
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に、住民を始め地域における関係団体、社会福祉協議会、行政が連携し、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが必要であり、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みに当てはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭等のいわゆる「8050問題」や介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、子どもが大人の代わりに家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、複数の課題を抱えている状況が生じています。これまでのような対象者ごとの縦割りの制度による公的なサービスだけでは支援が難しい状況となっており、縦割りを超えて共に支えていくことが重要です。

平成29年（2017年）に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）の一部が改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村による包括的な支援体制づくり、福祉分野における共通して取り組む事項を定めた地域福祉計画を地域福祉の推進に関する上位計画・基盤計画として位置づけることとなりました。

地域生活課題を抱える地域住民について、本人の生活状況やこれまで生きてきた歴史、取り巻く環境やサービスの利用状況等を踏まえ、地域福祉を推進するために必要な環境を重層的に支援できるよう、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを、高齢、障がい、子ども、生活困窮な

ど分野を横断的かつ一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）が創設されました。本市においても、令和3年度（2021年度）から重層事業を開始し、分野を問わず、本人を包括的に地域全体で受け止め、支援する体制の整備に取り組んでいます。

この体制整備に向けた取り組みは、平成26年度（2014年度）から推進している地域包括ケアシステムの構築を基本とし、その中で提唱してきた「0歳から100歳までの地域包括ケア」を普遍化させており、本計画においても、引き続き0歳から100歳までの包括的支援体制の構築を目指し、分野横断的に福祉全体の施策を展開するため、福祉分野の最上位計画である総合福祉計画（地域福祉計画）を策定するものです。



へいしゅうくん
Heishu Hosoi

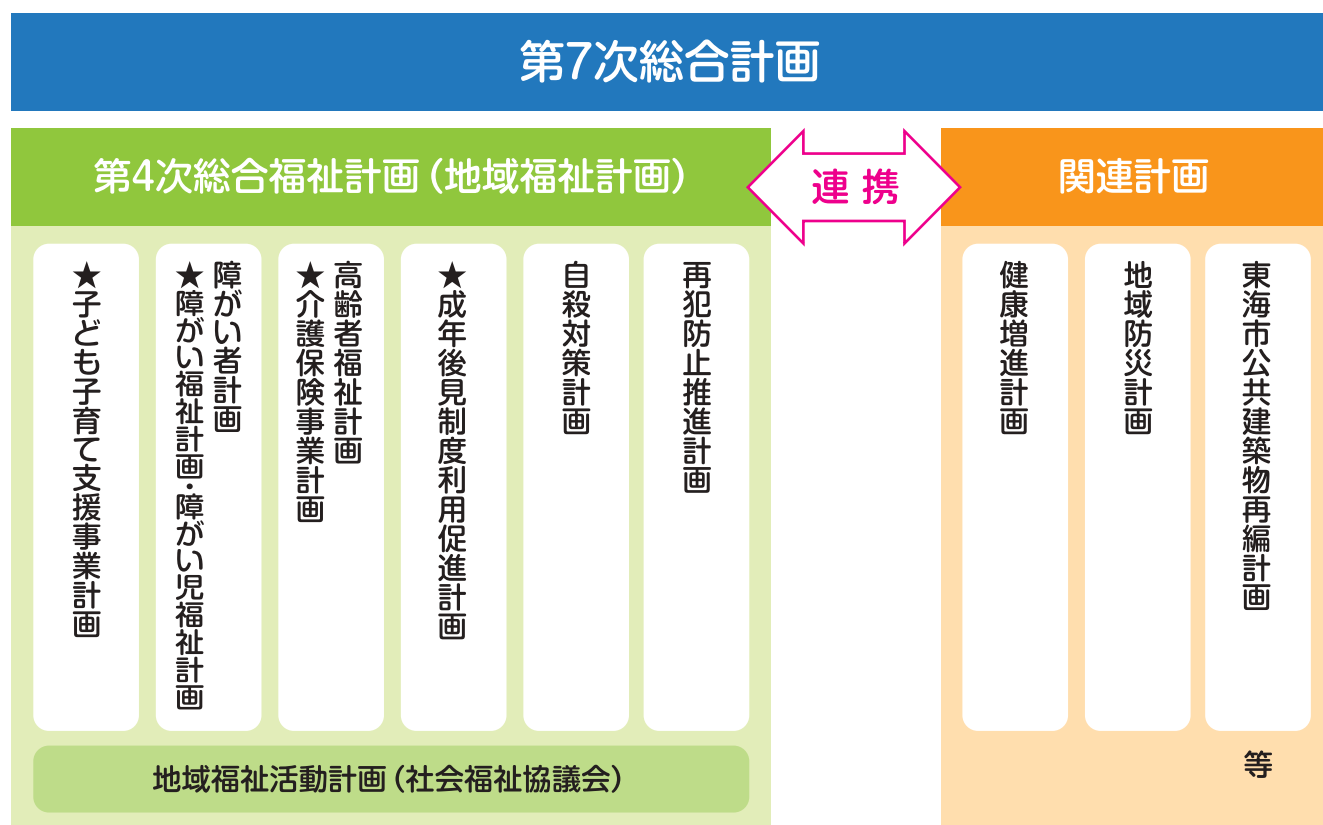
3 計画の位置づけ

本計画は、「第7次東海市総合計画（以下、「総合計画」という。）」の基本理念や目標、施策の方向性を踏まえ、本市における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

なお、本計画は法第107条に基づく「地域福祉計画」として、また老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく「障害者計画」、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく「自殺対策計画」及び再犯防止推進法（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するもので、本計画の推進にあたっては、福祉の分野別計画（介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、成年後見制度利用促進計画）やその他関連計画との連携を図りながら、本市の福祉向上を目指すものです。

また、地域福祉推進の要である社会福祉法人東海市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が核となり地域における福祉活動を行えるよう、市社協が具体的な活動内容を定めた「地域福祉活動計画」についても、本計画と一体的に策定するものです。

計画の体系図



★別に計画を策定しているもの

※重層的支援体制整備事業実施計画などの各種実施計画と調整を図りながら実施するもの

4 計画期間

本計画は、総合計画と合わせ、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）の10年間の計画期間とします。

なお、中間見直しを令和10年度（2028年度）に行います。

計画名	期間	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合計画	10年	→											
総合福祉計画	10年	→											
子ども子育て支援事業計画※	5年	→					→					→	
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	6年					→					→	→	
介護保険事業計画	3年			→			→			→	→	→	
成年後見制度利用促進計画	5年	→					→					→	

※R7からは、こども計画に含まれます

第4次東海市総合福祉計画とSDGsの関係

SDGsは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択されました。

持続可能な開発のための「2030アジェンダ」において記載された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとしてすべての国で取り組みが進められています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域生活課題の解決に資するものであることから、本市では、第4次東海市総合福祉計画において、基本目標や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標をふまえて推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 基本理念

「おもい つながり ささえあう」

本計画では、別で策定されている分野別計画の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の理念「障がい者が理解され障がい者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市」及び、子ども・子育て支援事業計画の理念「すべての子どもと家庭をしあわせにする まちづくり」を包含し、本市の地域福祉の目指すまちの姿を基本理念とします。

この基本理念の下、市民一人ひとりがお互いのことを理解し、認め合い、思いやる心を持ちながら、人と人が出会い、地域でつながり支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域福祉の推進をしていきます。

6 基本目標

●基本目標1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている

包括的支援体制が確立され、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う中で、お互いを気に掛け合い、支え合っている状態を目指すため、相談支援体制の充実や地域での支え合い活動の推進、福祉教育の充実を図っていきます。

●基本目標2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している

個別支援体制が整備され、障がいの有無や年齢に関わらず一人ひとりの命が守られ、誰一人社会的に孤立せず、地域で安心して生活している状態を目指すため、社会的孤立や虐待対応、障がい者やひきこもりの就労的支援などに取り組み、各種福祉サービスの充実をはじめ、福祉避難所や避難行動要支援者に対する体制整備を進めていきます。

●基本目標3 子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている

子どもの置かれている状態に関わらず、すべての子どもの権利が保障され、子どもを中心とした地域での支え合いのもと、子どもたちが健やかに成長している状態を目指すため、こども家庭センター機能の充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援、発達支援体制の構築、保育環境の整備、居場所の充実などを進めていきます。

7 施策体系

基本理念

「おもい つな

基本目標

1 誰もがつながりを持ち、
地域で支え合っている

一人
安心して

施策

1 気軽に相談できる体制を強化します

2 コミュニティの中で支え合える体制を整備します

3 一人ひとりの生活について考える機会を増やします

4 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します

推進項目

- 1-1 包括的に世帯全体を受け止める相談支援体制を整備します
- 1-2 地域の中で気軽に相談できる環境を整備します
- 1-3 多職種がつながり合う相談支援体制を整備します

- 2-1 コミュニティの中で見守り支え合う体制を整備します
- 2-2 福祉に携わる人材を育て活躍できるよう支援します

- 3-1 お互いを尊重し正しく理解する機会を増やします
- 3-2 思いやりの心を育む機会を増やします
- 3-3 誰もが意思や意向を発信できる機会を増やします

- 4-1 社会的孤立を防ぐため社会とつながることができるよう支援します
- 4-2 虐待を防止し権利擁護の体制を整備します
- 4-3 命の大切さを学び本人や周りの人を支えます
- 4-4 再犯防止や更生に向け支援します

包括的な相談支援体制の構築

多様な主体が参加できる地域づくり

「あうえさ ーり」

2

ひとりが役割を持ち、
自分らしく生活している

5

すべての市民
が役割を持ち
参加できる機会
を増やします

5-1

仲間と一緒に地域活動ができるよう支援します

5-2

身近な場所で気軽に集い交流できる場を充実させます

5-3

民間等と連携し活躍できる場を充実させます

6

安心して生活
できるよう身
近な場所で支
援します

6-1

福祉サービス等を充実させ本人や家族が
安心して生活できるよう支援します

6-2

気軽に外出できる支援体制を充実させます

6-3

災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が
安心できる体制を整備します

若者支援を中心とした孤独・孤立対策

3

子どもたちの健やかな育ちを、
地域で支え合っている

7

子ども・子育て
世代への支
援を充実させ
ます

7-1

妊娠期から子どもと家庭への相談支援を充実させます

7-2

安心して子どもを産み育てることができるよう
支援を充実させます

7-3

子どもの成長と家庭を見守り支え合つ人を増やします

災害に備えた福祉の体制づくり

8

支援を必要と
する子ども・若
者・家庭への
支援体制を充
実させます

8-1

子どもの権利を守り安心できる生活を支援します

8-2

子どもの発達支援体制を整備します

8-3

子ども・若者の自立に向けた支援を充実させます

9

子どもや家庭
が元気に育つ
環境を整備し
ます

9-1

多様なニーズに対応する保育環境を整備します

9-2

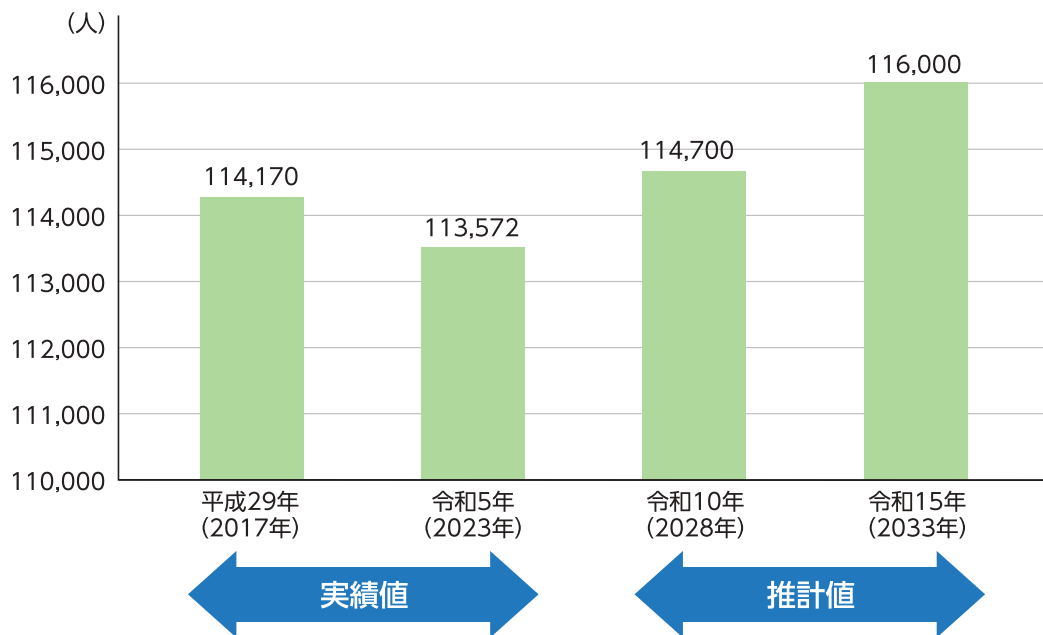
地域の中で豊かな体験や遊びができる居場所を充実させます

1 統計から見る東海市の現状

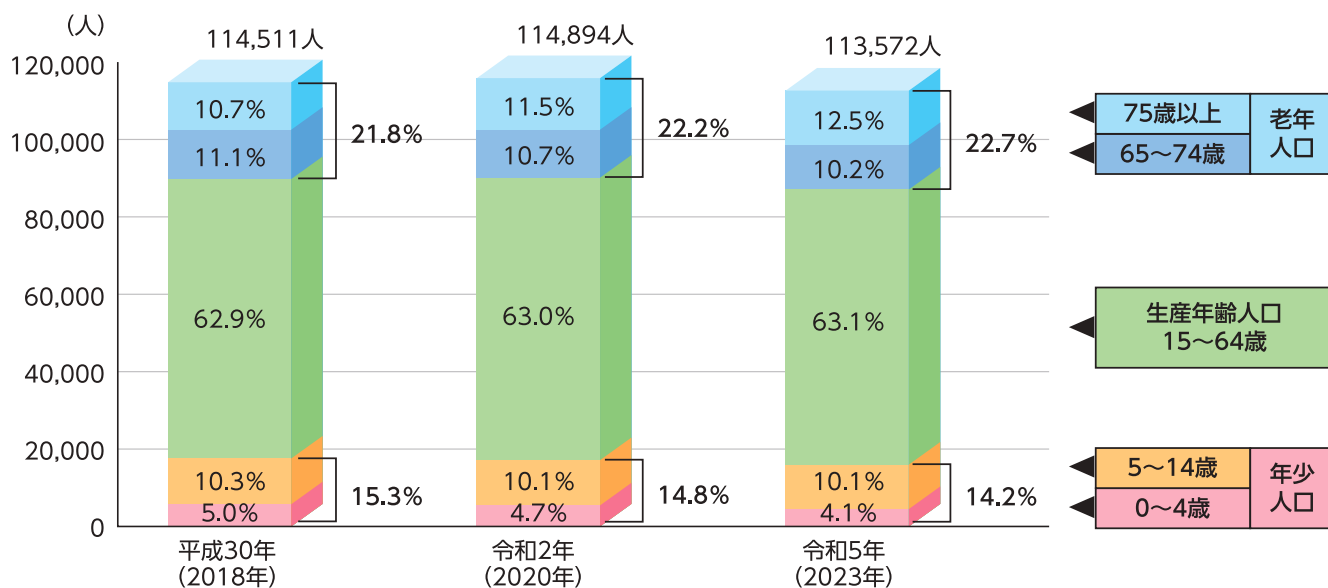
令和5年(2023年)4月1日現在の人口は113,572人となっています。

本市の人口構成の特徴としては、65歳以上高齢者の割合は上昇、年少人口割合は減少しており少子高齢化が緩やかに進んでいます。生産年齢人口割合については、徐々に増加しています。

将来人口 ※出典:第7次東海市総合計画の数値より改編

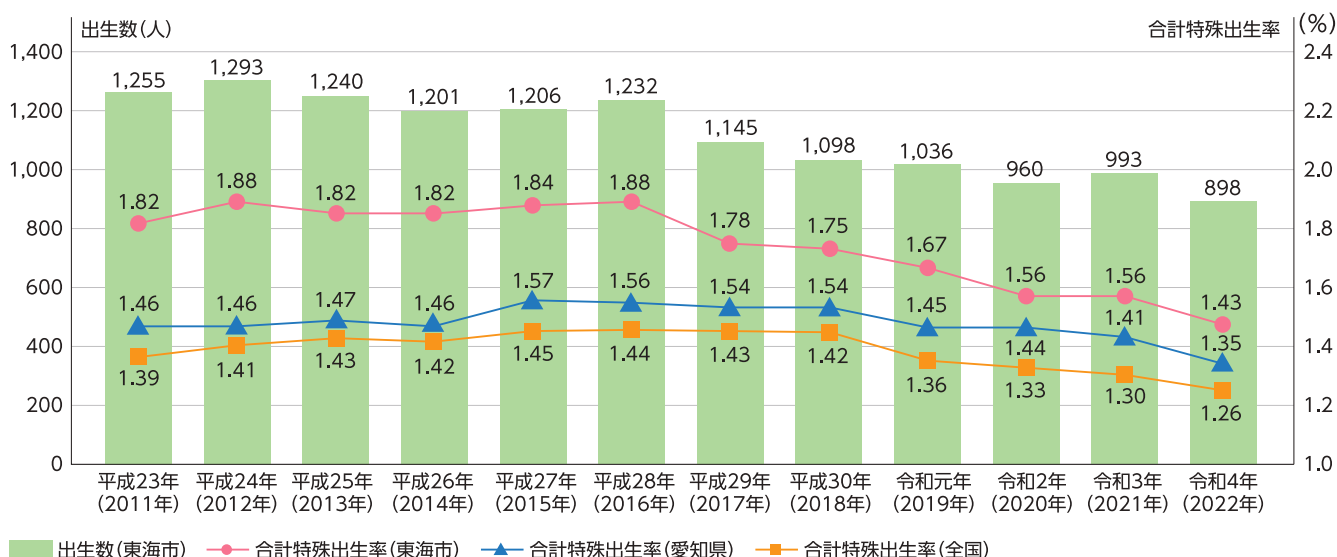


年齢区分別人口構成 ※各年度4月1日時点、出典:住民基本台帳



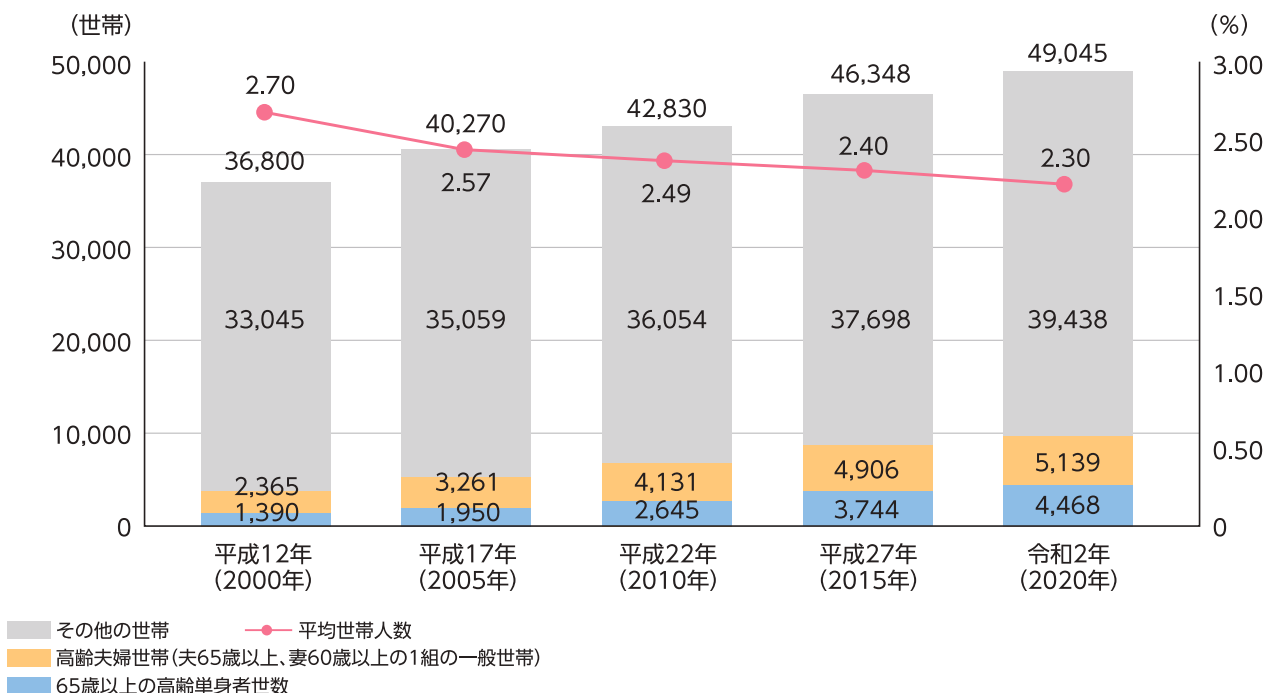
出生数は、平成23年(2011年)から平成28年(2016年)にかけて1,200人台で推移してきましたが、平成29年(2017年)からは減少傾向にあります。また、合計特殊出生率の推移をみると、愛知県や全国の値と比較して高い水準で推移していますが、低下傾向となっており、その差は小さくなっています。

合計特殊出生率 ※各年度末時点、出典:合計特殊出生率(愛知県衛生年報、あいちの人口、愛知県の人口動態統計) 出生数(東海市の統計)



本市の世帯数は年々増加していますが、平均世帯人数は減少傾向にあります。また、65歳以上の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数の割合は年々増加しています。

一般世帯における65歳以上の高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数(国勢調査)



身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

※各年度末時点、出典：社会福祉課

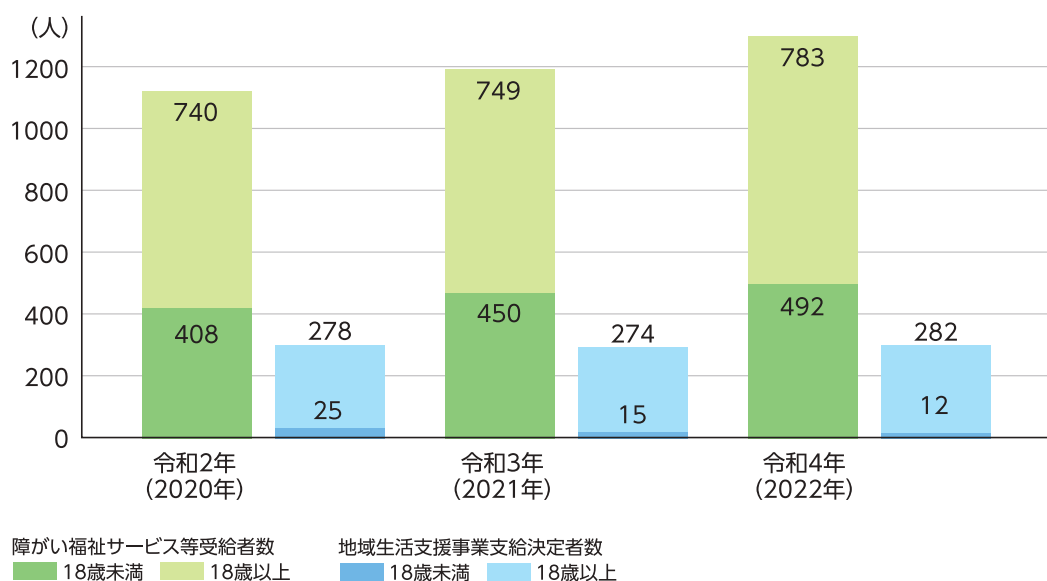
(人)

年 度		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
身体障害者手帳	18歳未満	73	80	74	67	65
	18歳以上	3,529	3,563	3,556	3,597	3,575
	小計	3,602	3,643	3,630	3,664	3,640
療育手帳	18歳未満	281	314	324	334	357
	18歳以上	620	613	636	672	699
	小計	901	927	960	1,006	1,056
精神障害者 保健福祉手帳	小計	710	825	895	959	1,114
合 計		5,213	5,395	5,485	5,629	5,810

地域生活支援事業支給決定者数は横ばいですが、障がい福祉サービス等受給者数は増加傾向にあります。

障がい福祉サービス等受給者数及び地域生活支援事業支給決定者数

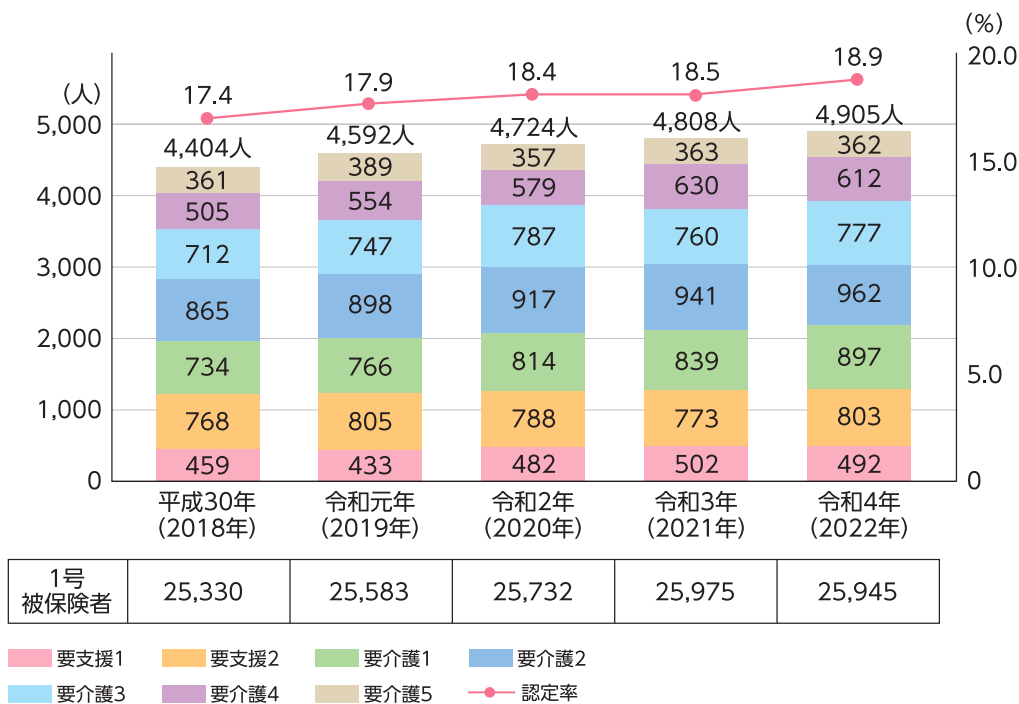
※各年度年度末時点、出典：社会福祉課



要支援1から要介護5の人の総数及び第1号被保険者数に占める割合（認定率※1）は年々増加しています。また、認知症高齢者数（自立度※2Ⅱ以上）は令和2年（2020年）に急増し、その後は横ばいとなっています。

要介護度別認定者数と第1号被保険者数に占める割合（認定率）

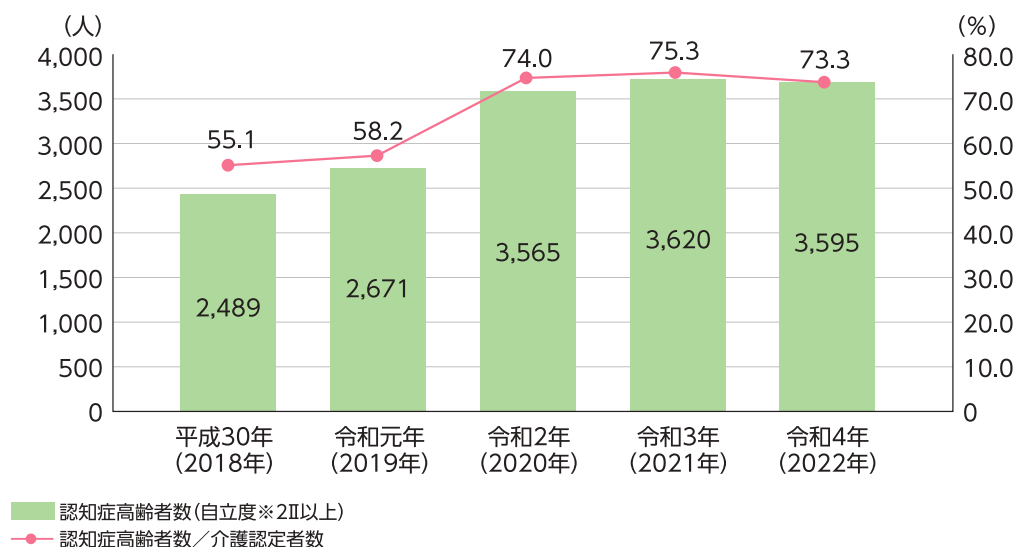
※各年度末時点、出典：知多北部広域連合



※1 認定率：第1号被保険者数に占める割合

認知症高齢者数と介護認定者に占める割合

※各年度末時点、出典：高齢者支援課



※2 認知症高齢者の日常生活自立度のことで、認知症を有する者が日常生活でどのくらいの自立度を維持しているかを測定するための指標。

自立度の高い方から、I、II、III、IV、Mの5段階ありⅡ以上では見守り等何らかの支援が必要となる。

保育所等入所児童数は、少子化により入所児童数は減少傾向にありますが、入所率は増加傾向にあり、令和4年（2022年）の3歳未満児の入所率は3割近くになっています。

保育所等入所児童数

※各年度4月1日時点 出典:幼児保育課

(人)

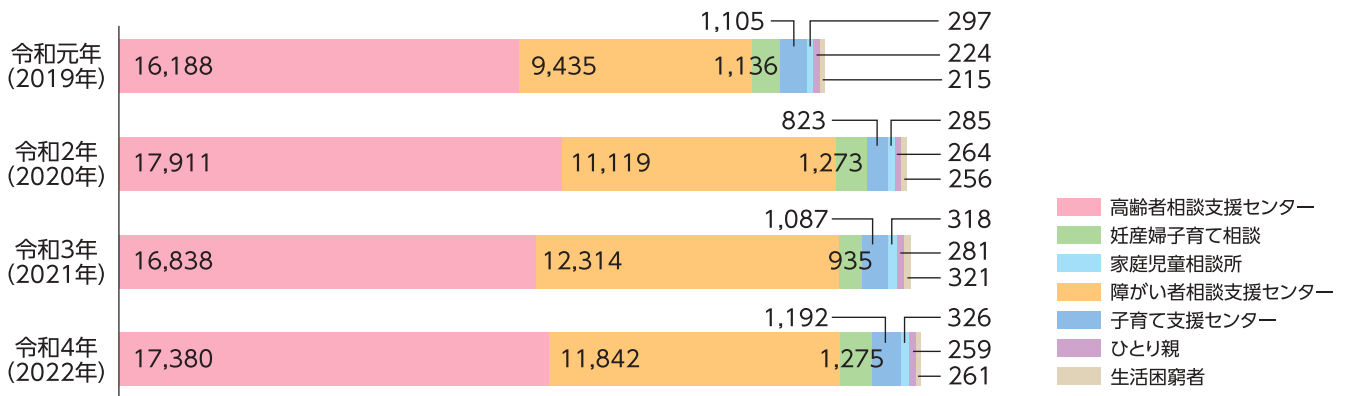
区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
就学前児童数	合計	6,874	6,737	6,505	6,203	5,928
	3歳未満児	3,440	3,283	3,137	2,920	2,841
	3歳以上児	3,434	3,454	3,368	3,283	3,087
保育所等入所児童数 (広域入所2・3号)	0~5歳児計 (入所率)	2,564 37.3%	2,595 38.5%	2,625 40.4%	2,543 41.0%	2,488 42.0%
	0歳	71	46	57	51	55
	1歳	330	342	326	330	320
	2歳	474	465	458	425	440
	3歳未満児計 (入所率)	875 25.4%	853 26.0%	841 26.8%	806 27.6%	815 28.7%
	3歳	508	569	567	530	522
	4歳	585	571	610	585	559
	5歳	596	602	607	622	592
	3歳以上児計 (入所率)	1,689 49.2%	1,742 50.4%	1,784 53.0%	1,737 52.9%	1,673 54.2%
うち市立保育園	入所児童数	2,470	2,433	2,331	2,234	2,103
	うち延長保育	1,662	1,614	1,564	1,524	1,454
	利用割合	67.3%	66.3%	67.1%	68.2%	69.1%
	うち早期保育	710	714	682	685	617
	利用割合	28.7%	29.3%	29.3%	30.7%	29.3%
	うち特別支援保育	113	107	95	121	122
	利用割合	4.6%	4.4%	4.1%	5.4%	5.8%

相談件数は高齢者相談支援センターと障がい者相談支援センターの件数が大多数を占めています。

相談件数

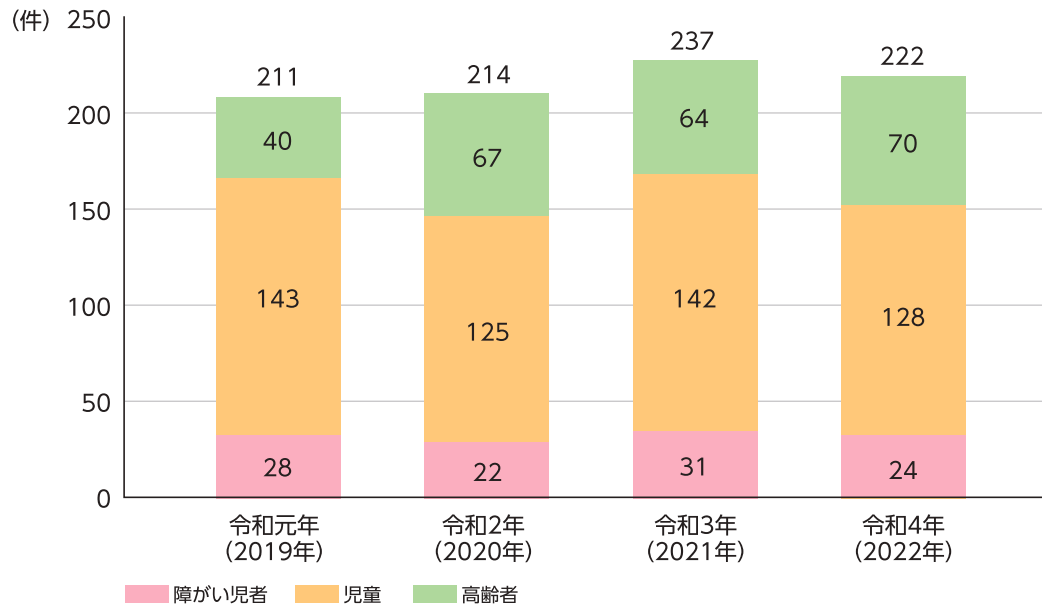
※各年度末時点、出典:社会福祉課、女性・子ども課、高齢者支援課、健康推進課

(件)



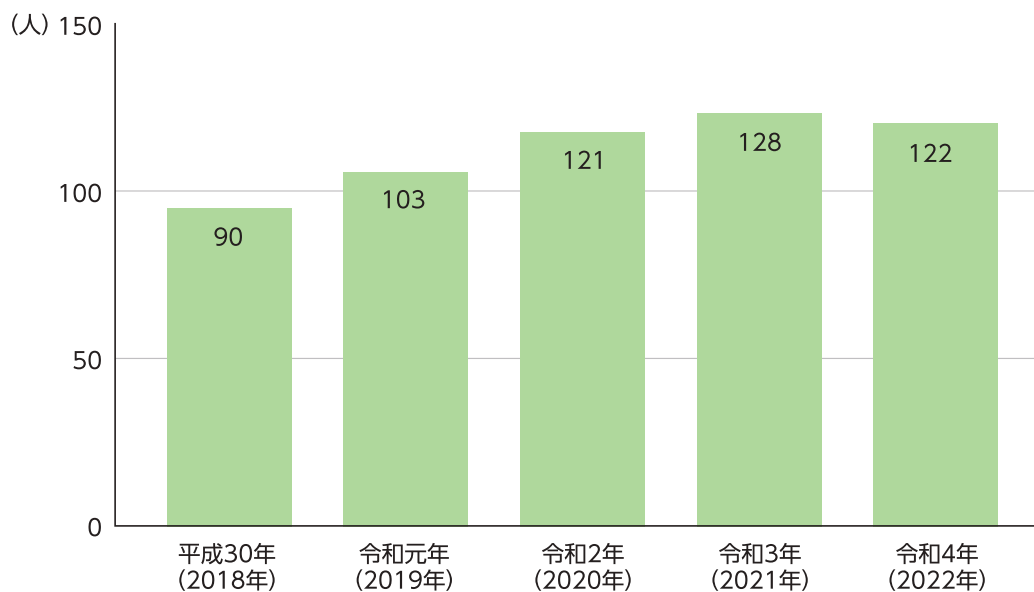
近年の虐待相談・通報総件数は、全体で220件前後を推移し、約6割が児童虐待に関する相談・通報件数となっています。

虐待相談・通報件数 ※各年度末時点、出典:社会福祉課、女性・子ども課、高齢者支援課



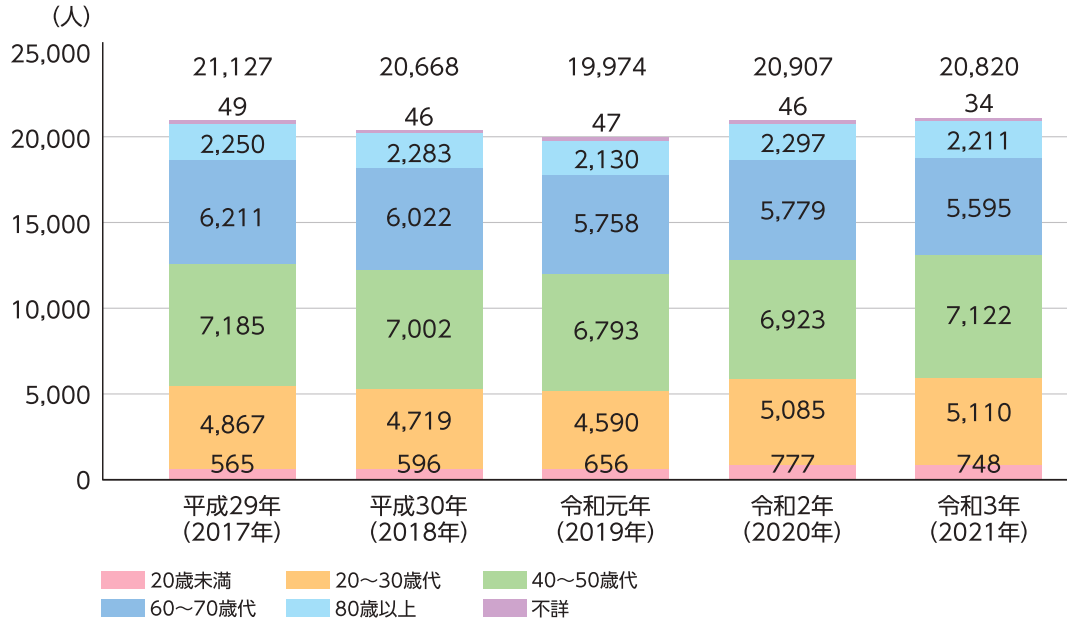
成年後見受任者数は令和2年(2020年)までは増加しており、令和2年(2020年)以降は横ばいとなっています。

成年後見受任者数 ※各年度末時点、出典:知多地域権利擁護支援センター

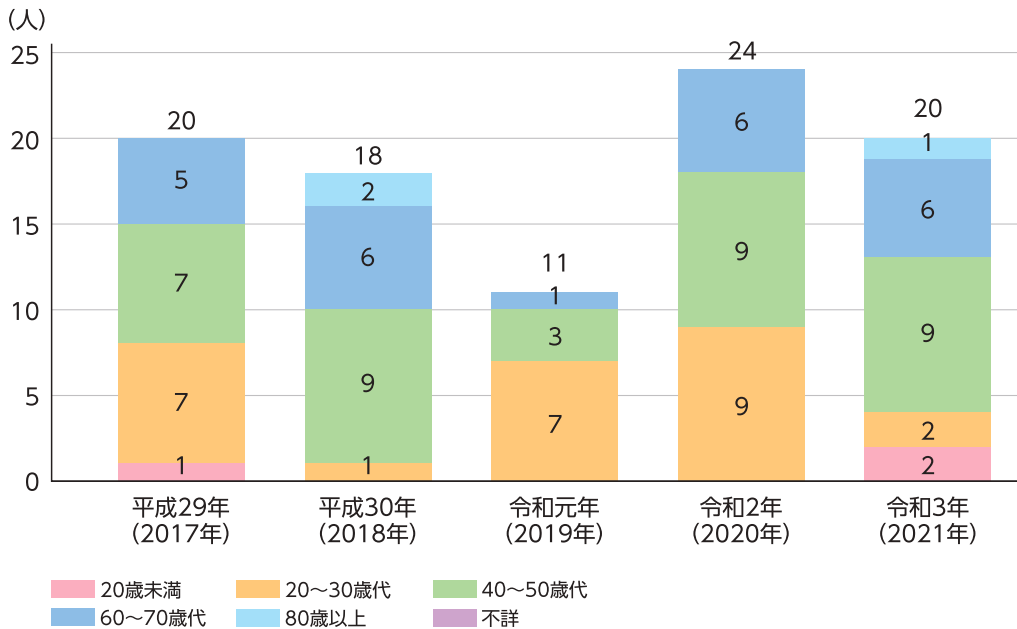


全国の自殺者数が微減した令和元年（2019年）は、東海市においても自殺者数が減少しています。

全国の年齢階層別の自殺者数 ※各年度末時点、出典：愛知県保健医療局健康医務部医務課

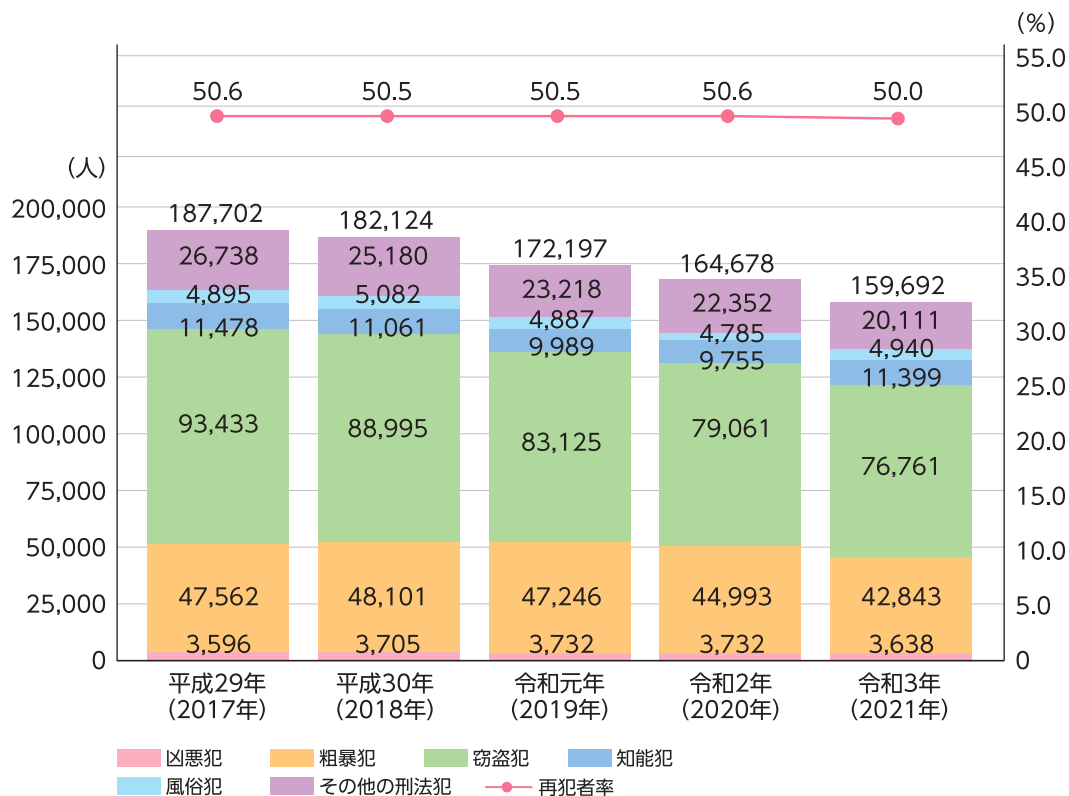


東海市の年齢階層別の自殺者数 ※各年度末時点、出典：愛知県保健医療局健康医務部医務課

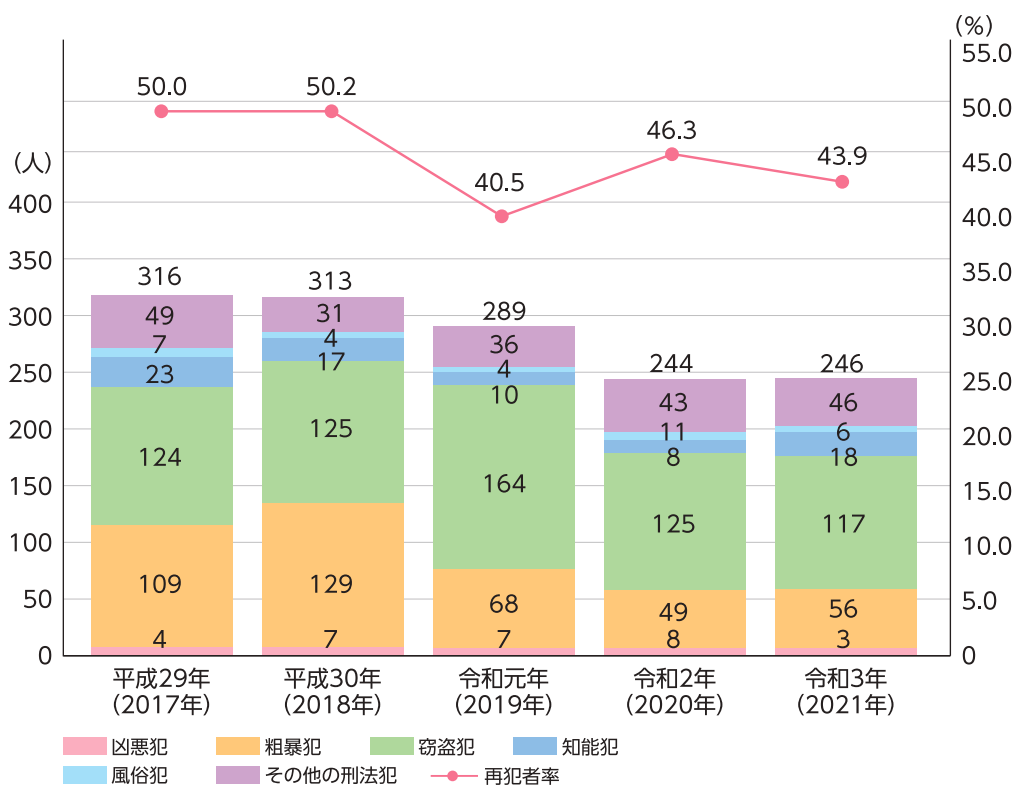


全国の刑法犯検挙者数は減少していますが、再犯者率は横ばいとなっています。東海警察署管内においても刑法犯検挙者数は減少傾向にあります。再犯者率は年によりばらつきが見られます。

全国の刑法犯検挙者数、再犯者率 ※各年12月末時点、出典:法務省名古屋矯正管区更生支援企画課



東海市の刑法犯検挙者数、再犯者率 ※各年12月末時点、出典:法務省名古屋矯正管区更生支援企画課



2 地域の捉え方

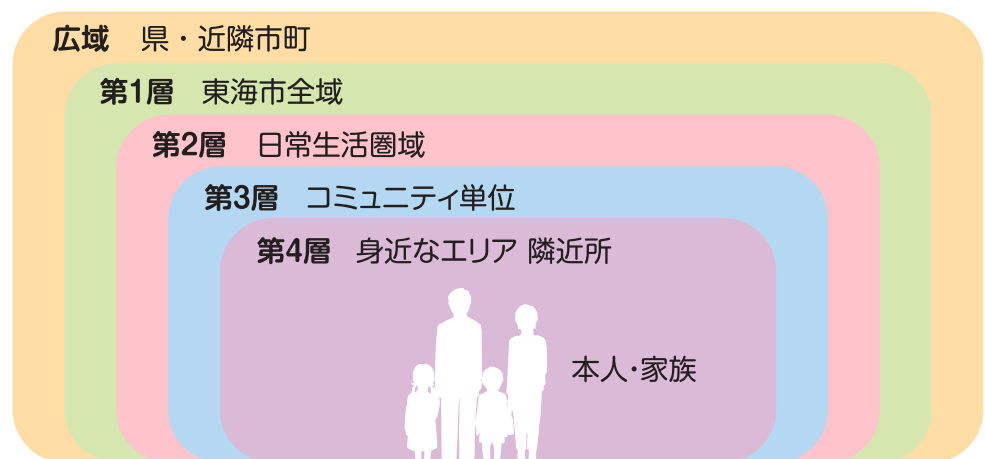
地域生活課題やニーズは多様化しており、その内容に応じて必要なエリアにより支援していく必要があります。ここでは、市全域を第1層とし、第2層、第3層、第4層と地域を重層的に捉え、本人や家族を中心にそれぞれの圏域での活動を位置づけ、地域福祉の向上に努めます。

本市では、第3層を12の小校区であるコミュニティ単位とし、第4層の町内会・自治会等とネットワーク化を図り協働して活動しています。住民主体の活動は、第3層、第4層単位での活動が中心となる一方、介護保険事業所をはじめとした保健・医療・福祉機関等や民間事業所等は、第3層より広域で活動していますが、第3層のエリアによっては数が少ないケースもみられます。

このため、国が示す第2層の日常生活圏域は、概ね中学校区としていますが、本市においては、第3層であるコミュニティ単位を基本とし、コミュニティが複数の協議体にわかれなことを前提に、5圏域に設定しています。

なお、本計画において「地域」とは、特に指定がない場合は、市全域を指しています。

地域福祉圏域 (地域の層)について



福祉圏域	活動など
広域 他市町連携・広域サービスなど	●他市町と連携し、公的サービスを提供 知多保健所、知多北部広域連合、知多福祉相談センター、知多地域権利擁護支援センターなど
第1層 福祉サービス、介護保険など	●市全域を対象とした施策の企画・調整、公的サービスを提供 市役所、市社協、子育て支援センターなど
第2層 相談支援など	●専門職等の配置 高齢者相談支援センター、民生委員・児童委員など
第3層 地域活動、交流など	●地域活動の基盤 コミュニティ（シニアクラブ、子ども会、PTA など）
第4層 見守り、居場所など	●身近な集いの場、見守り活動など 町内会・自治会、班、組、サロンなど

3 計画策定に向けた市民の声

本計画策定に向けて、福祉関係の会議や団体に属している市民の皆さんから、下記のとおりご意見をいただきました。

窓口について

どこに相談に行ったらいいのかわからないことがあるので、窓口をわかりやすくしてほしいな

日常生活支援

ごみ捨てや電球交換など、日常のちょっとした困りごとなど助け合えるしくみがあるといいな

人材の確保

福祉に関わる人材が不足しているので、そういう部分も考えてほしいな

理解促進

障がいや認知症などについて、きちんと理解しておくことが大切だと思う

福祉教育の大切さ

子どものうちからしっかり福祉教育を行ってほしい

ボランティア

ボランティアとして自分にできることがあったらやってみたいな

つながり

気軽にあいさつをしたり、つながりが感じられるような地域になるといいな

気軽に集える場所

多世代で気軽に集える場所が、身近にあって、誘いあいながら行けたらいいな

日ごろから気に掛ける関係

災害に備えて、日ごろから隣近所で助け合えるよう、気かけれるといいな

高齢者のこと

孤立死などの課題もあるので、一人暮らしの高齢者への対応を考えていって欲しいな

家族介護者への支援

支援や介護が必要な人だけでなく、その家族に対しても応援してもらえたらいいな

移動の課題

運転免許証を返納しても安心して買い物や通院ができるといいな

情報提供

デジタルを利用しながら、いろいろな情報が市の方から流れてくるといいな

途切れない支援体制

年齢などで区切るのではなく、支援が途切れずに続いていくといいな

乳児の預かり先

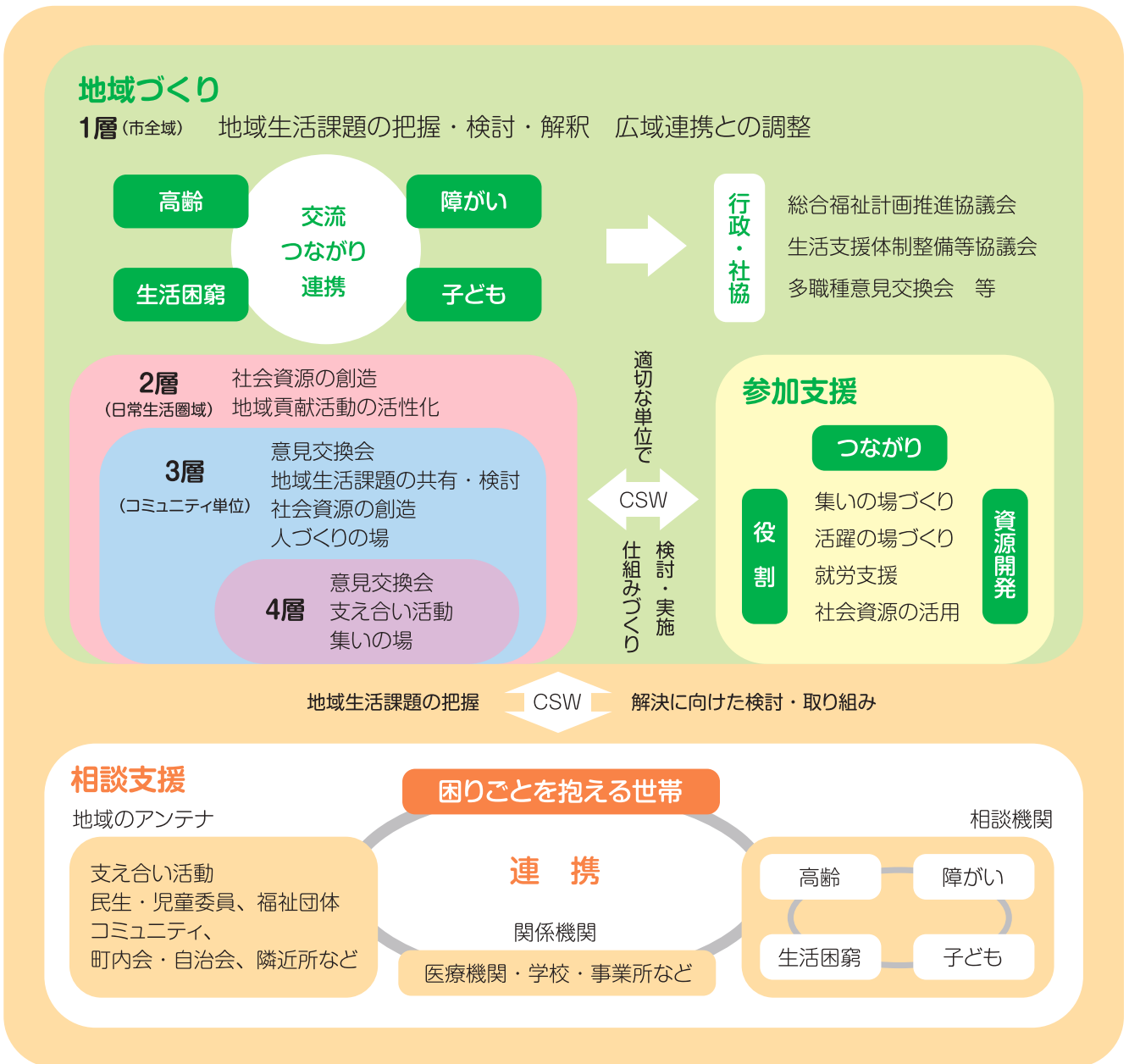
乳児を預かってもらうところがないので、預け先があるといいな

支援体制

診断が出るか出ないかの頃から支援につながってもらえるといいな

4 包括的支援体制イメージ図

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制



地域住民や関係機関が、困りごとを抱える世帯を見つけた時に、相談機関につなぎ、連携しながら相談機関が本人や世帯のアセスメントを丁寧に行い、課題解決に向けた調整を行います。場合によっては既存のサービス等では対応できないこともあるので、その場合はコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が中心となって地域資源の開発を行い、参加に向けた新たな地域資源の創出に関する働きかけを行います。

この働きかけは、課題に対して適切なエリアがありますので、第1層を単位として行うものもあれば、第4層で行うものもあります。

本市ではこのように包括的支援体制の整備を進めていきます。

基本目標 1 誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている



背景

地縁組織の加入率が年々低下し、地域のつながりが希薄化してきています。職場・家庭・地域で人々が関わり支え合う機会の減少や、新型コロナウイルス感染拡大後の交流・見守りの場や相談支援を受ける機会が減少したことで、いわゆる「社会的孤立」の問題が顕在化・深刻化しています。相談支援の現場でも、「8050問題」や、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」といった複合化・複雑化した課題をもつ世帯が増加傾向にあり、従来のように、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の相談支援では対応が難しくなってきました。

このような社会情勢に対応するため、法では、包括的支援体制の構築が規定され、具体的な手段として重層事業が創設されました。この重層事業では、既存の分野にとらわれず、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に重層的に行うことで、誰一人取り残さない地域社会を構築していくものです。構築に向けて、地域住民等の協力は不可欠です。

そこで基本目標1に「誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている」を掲げ、重層事業の取り組みを活かしつつ、福祉教育などを実施しながら担い手の育成やつながりの再構築を目指し、地域住民、地域の事業所、市社協と一緒に、包括的な支援体制の構築を推進していきます。



施策の評価項目

施策① 気軽に相談できる体制を強化します

評価指標		基準値	5年後	10年後
福祉に関する相談先を知っている人の割合	市民意識調査	59.1%	64.0%	68.9%
生活の困りごとを相談できる相手がいる人の割合	市民意識調査	81.2%	85.5%	89.8%
相談マーク（ピンバッジ）の配布数	業務取得	294個 (R5.10月末現在)	3,300個	4,000個

施策② コミュニティの中で支え合える体制を整備します

評価指標		基準値	5年後	10年後
地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合	市民意識調査	34.6%	40.1%	45.6%
地域福祉活動に担い手として参加している人の割合	市民意識調査	14.8%	21.7%	28.6%
1年間に地域別意見交換会に参加した人数	業務取得	381人	820人	1,560人

施策③ 一人ひとりの生活について考える機会を増やします

評価指標		基準値	5年後	10年後
地域生活課題に関わるサポーター数	業務取得	241人	335人	430人
1年間に福祉教育を受講した人数	業務取得	9,221人	12,000人	15,000人



施策①

気軽に相談できる体制を強化します



現状

これまで、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の根拠法で位置づけられた専門的な相談機関がそれぞれ、分野における相談機能を担っていました。しかしながら、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援は、単一の分野で対応することが難しく、それぞれの分野が連携し合いながら、支援を推進していく必要があります。

また、福祉分野のみの連携ではなく、在宅療養をしている高齢者や、医療的ケアが必要な障がい児者などは医療分野との連携も必要です。

重層事業の実施に伴い、既存のそれぞれの分野における相談支援ではなく、分野を超えて相談支援を行うことが求められ、本市においても取り組みを推進していますが、より一層、連携強化をしていく必要があります。

さらに、包括的支援体制の構築では、専門職のみの連携ではなく、地域住民や、地域の事業所とも連携し、「困った」「助けて」という声をあげやすい地域社会を作っていくことが重要です。

方向性

身近な相談機関を知り、一人で抱え込まず相談ができるよう、担当窓口の周知や相談がしやすい環境をつくり、身近な場所で相談を受けることができる体制を構築していきます。

役割分担

市民

身近な相談機関を知り、ひとりで抱え込まず相談します。

地域・団体

気軽に相談できる環境をつくり、関係機関と連携を図りながら、解決に向けて情報提供や支援を行います。

社協

相談機関として、個人や地域に対し、気軽に相談できる体制を整備します。

行政

相談機関の周知を行い、相談支援体制を整備します。

推進項目 1-1

包括的に世帯全体を受け止める 相談支援体制を整備します

現状・ 課題

これまで、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮と分野別の相談支援体制を構築してきましたが、令和3年度（2021年度）から重層事業の実施に伴い、分野横断的な相談支援体制を整備しています。

しかし、制度の狭間にある場合や相談者・世帯に複数の課題がある場合は、どの相談窓口に行けば良いかわからないという声も聴かれました。この重層事業では、分野を超えて断らない相談を実施するとともに、参加支援、地域づくりを一体的に実施することが柱とされており、その機能を十分に展開できるような取り組みが必要です。

重層事業を充実させ、市民に対して相談窓口の周知を行い、分野を問わずに相談を受け止めるとともに、必要な機関と連携・協力して課題解決に向けて支援会議などによる検討を始めていますが十分とは言えません。

取り組み

重層事業を活用し、分野を問わず相談を受け止めることができるような相談員の確保・資質向上や、相談窓口の明確化に努めます。

また、制度の狭間にある人や世帯を支援できるよう、引き続きそれぞれの機関が連携し支援できるような体制整備に努めます。

● 主な事業 ●

- 地域包括支援センター設置事業
- 障がい者相談支援事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 利用者支援事業



相談窓口マーク



相談をつなぐ人のマーク

福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じて適切な支援機関につなぐ人と窓口の目印として作成したシンボルマークです。

推進項目 1-2

地域の中で気軽に相談できる 環境を整備します

現状・ 課題

本市では、第3層のコミュニティを中心として、身近な地域における支援体制の整備を進めていますが、人口や年齢構成や社会資源の違いなど、コミュニティごとに地域特性がありますので、それぞれの地域に合った仕組みが求められています。

また、相談内容によっては、市全域で取り組んだ方が良いこともあれば、住んでいる地域ごとに取り組み解決した方が良い場合もあります。さらに、相談機関を知っていても、その相談機関まで出向くことが難しい場合もあります。

本市においても、包括的支援体制の構築に向け、市民にも相談先の案内をしてもらうことを期待していますが、キーパーソンとなるCSWの配置を行うことで、より一層、地域の状況に合った支援体制を構築していく必要があります。

取り組み

コミュニティを中心とした地域運営体制づくりの進捗状況等にあわせ、順次CSWを配置し、地域の中で相談に応じられる体制を構築していきます。また、関係課や関係機関とも連携し公共施設等に共通の相談マークを掲示するとともに、その周知をはかり、地域の民生委員・児童委員や事業者と連携し、地域で気軽に相談ができる体制を整備していきます。

なお、相談支援は待っているだけではなく、必要に応じて相談員が出向くなどアウトリーチも行っていきます。

● 主な事業 ●

- 重層的支援体制推進事業
- 民生委員活動支援事業

推進項目 1-3

多職種がつながり合う 相談支援体制を整備します

現状・ 課題

誰もが希望する地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするために、住み慣れた自宅等の住まいを中心として、医療・介護、生活支援等の必要なサービスが受けられることが理想です。また、高齢化の進展や高齢者の単身世帯も増加しており、要介護認定率は年齢が上がるにつれ上昇することから、医療と介護の複合ニーズを持つ方が一層多くなることが見込まれています。

本市でも、平成26年度（2014年度）から地域包括ケアシステムにおける取り組みを推進し、医療と介護の連携を含め、多職種がつながり合う相談支援体制の構築を推進してきました。また、デジタルツールである「東海へいしゅうくんネットワーク」を導入・活用し、本人を核として専門職がつながり合える体制を構築しています。このツールは、高齢者のみに特化しているものではなく、医療と福祉を連携するツールとして、全世代での活用が期待されます。

医療的ケアが必要な障がい児者や、精神障がい者においても、医療と福祉の連携は密に行い、相談支援の体制整備を推進していく必要があります。

取り組み

今後も「東海へいしゅうくんネットワーク」を支援関係者の連携ツールとして利活用していきます。また、多職種によるケアカンファレンスなどの研修会において事例検討を行い、多職種連携についての学びを深めます。

医療的ケアが必要な障がい児者や精神障がい者等についても、地域で安心して暮らせるよう、関係機関の連携を深めていきます。

また、使いやすいシステムとしていくためにデジタルツールについての研修などを行います。

- 主な事業 ●
- 在宅医療・介護連携システム運用保守
- 在宅医療・介護連携サポートセンター設置事業

施策② コミュニティの中で 支え合える体制を整備します



現状

これまで、地域において地域住民が助け合って生活し、災害発生時における地域の安全・安心が確保されてきました。しかし、少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者等がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者等が活躍できる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年（2021年）4月1日から施行されています。これにより、定年退職の年齢が60歳から70歳まで引き上げや、定年制の廃止など、高齢者等の就業機会の確保が求められています。

このような中、全国的につながりが希薄化し、町内会・自治会等の役員を担う人材は減り、地域力が低下する傾向にあります。本市においても、地縁組織が減少していること、また市民ニーズが複雑化・多様化していること等から、様々な地域生活課題について、今後行政のみで対応することは困難となるため、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとして位置づけ、協働・共創のまちづくりを推進することとし、平常時の見守り活動のみではなく、災害等の有事の際に、地域で支え合えるような体制づくりが必要となっています。

方向性

地域住民の交流の推進を始め、地域の特性、その強みや弱みを把握し地域福祉や防災等の様々な分野の地域生活課題について、各種団体等と連携・協力を強化し、主体的に解決できるよう、地域での話し合い等を行うことで仕組みづくりを推進していきます。

役割分担

市 民	地 域 ・ 団 体	社 協	行 政
様々な地域福祉活動に関心を持ち、自分にできそうな活動に参加します。	隣近所を中心とした助け合いや支え合い等を進めるとともに、地域生活課題の把握に努めます。	コミュニティの中で、地域生活課題の共有や解決に向けて、取り組める体制を支援します。	コミュニティを中心とした地域運営体制の構築を目指し、地域生活課題を各種団体等と連携・協力して解決する仕組みづくりを進めます。

推進項目 2-1

コミュニティの中で見守りや 支え合う体制を整備します

現状・ 課題

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市における単身者のうち、高齢者の割合は、24.6%という結果で、これは、単身者の約4分の1が高齢者ということになります。

また、地域において見守りや支え合いの役割を担っている地縁組織の加入率が年々低下しているため、本市ではコミュニティを中心とした地域運営体制の構築に向けた取り組みを推進しています。併せて市社協を中心に、地域別意見交換会を実施しています。これは、第3層であるコミュニティ単位を基本としておりますが、第4層など、より一層その地域に合った形での意見交換会を実施し、地域生活課題について地域住民と事業者、市が一緒になって把握し、その蓄積を行うことで、地域に必要な社会資源等についての検討を行っています。

この地域別意見交換会において、課題の収集は進んでいるものの、資源の開発や課題解決への取り組みは十分とは言えません。

取り組み

地域における見守りや支え合い活動は、地域性の違いがあることから、第3層を単位として行うものや、第4層単位で行うものがあり、それぞれに活動しやすい体制で進めていくことが大切です。また、その体制づくりに向けた話し合いも、主に関係機関が話し合うもの、関係機関と地域住民がともに話し合うもの、地域住民が中心となって行うものがあり、主に市社協に配置しているCSWを中心に、今後も継続して実施します。

● 主な事業 ●

- 重層的支援体制推進事業
- 民生委員活動支援事業
- 地域支え合い体制づくり事業

〈地域別意見交換会〉



推進項目
2-2**福祉に携わる人材を育て
活躍できるように支援します****現状・
課題**

少子・高齢社会の進展等により、福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれており、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保が重要です。また、福祉サービスのみならず、地域においても定年延長や女性の就業促進などにより、地域活動を担う新たな担い手が不足しています。

核家族化や単身者世帯の増加などにより、かつて家族で担っていた介護等の「家族機能」がうまく機能しなくなり、家族機能が社会化されてきている今、ニーズに対応できるだけの福祉人材の確保と活躍の場が担保されていません。

取り組み

福祉に携わる人材としては、ボランティア要素の高いもの、仕事として担うものがあります。

福祉の分野は多岐にわたりますが、まずはその活動に興味を持ってもらうことが大切です。市と市社協では、ボランティア養成講座を開催し、福祉を身近に感じてもらい、自分にできることを見つけてもらい、活躍できるように支援しています。

しかし、福祉サービスの担い手不足への対応や質の向上については、引き続き検討していく必要があります。

● 主な事業 ●

- 障がい者地域生活支援事業（手話奉仕員養成講座開催）
- 認知症地域支援・ケア向上事業

〈手話通訳者養成講座〉



〈地域活動の様子〉





施策③

一人ひとりの生活について考える機会を増やします



現状

私たちの生活は、人それぞれ違い、文化や年齢、得意なこと不得意なこと、好きなことや嫌いなことなど、それぞれの生活スタイルがあります。

令和4年度（2022年度）に実施した高齢者実態調査では、今後の心配なことについて「病気」や「認知症」を挙げている人が多く、加齢に伴う疾患や認知症について、早くから正しく学んでおく必要があります。また、多様性の観点からも、障がいや国籍などの差別をすることなく、お互いを認め合えるよう、学んでおくことが必要です。

本市では福祉教育やサポーター養成講座を通じて、障がいや認知症などについて学ぶ機会を創出しています。

方向性

お互いを尊重し地域で安心して暮らしていくことができるよう、福祉教育を充実させ、障がいや認知症などについて継続して学ぶ機会を作っていきます。

役割分担

市 民	地域・団体	社 協	行 政
障がいや認知症などについて正しく学びます。	お互いを認め合いながら、得意なことを活かせる機会をつくれます。	子どもから高齢者、障がい者まで、お互いのことを理解し、ともに生活しやすい環境を支援します。	障がいや認知症などを正しく学ぶ機会をつくり、自分のことを自分で決めていくことができるよう支援します。

推進項目 3-1

お互いを尊重し正しく理解する 機会を増やします

現状・ 課題

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は全国的に増加しています。国では、令和5年（2023年）6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生社会の実現を推進することが記載されています。これは、認知症に関する正しい知識や理解を深め、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人の尊厳が守られ、活動への参加等で個性を活かすだけでなく、認知症の人やその家族も安心して自分らしく暮らし続けることができる社会を理念としています。

地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らすことは認知症に限ったことではなく、障がいやひきこもりについても、同じことが言えます。そのため、本市においてもお互いを尊重し、正しく理解するための取り組みが必要です。

取り組み

障がいや認知症などについて、正しく理解するため、出前講座を実施していきます。そして認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての理解を深めていきます。また、フォーラムなどを実施することで、広く市民にも知ってもらい、身近に感じてもらえるよう、取り組みを行います。

このように、障がいや認知症、ひきこもりなど、正しく理解し対応について学ぶことで、地域における理解が深まることは、「共生」に向けて必要なことだと言えます。これは、災害等の有事の際に備える意味でも必要なことです。

● 主な事業 ●

- 認知症地域支援推進事業
- 認知症地域支援・ケア向上事業
- 障がい者理解促進事業

〈認知症サポーター養成講座〉



推進項目 3-2

思いやりの心を育む機会を増やします

現状・課題

福祉教育は、福祉や人々の暮らしについての関心を高め、地域の課題を知り、必要な知識を身につけ、考え、行動する力を養うことを目的として行われています。また、子どもを対象とした学校教育のみではなく、子どもから高齢者まですべての方が対象となります。

福祉教育を通して、福祉を身近に感じ関心を寄せ高めることで、地域において地域生活課題の発見や解決に結びつけることも可能となります。そして、お互いの違いを認め合い、相手を思いやることで、共生が可能となります。

本市では、市社協を中心に実施しているボランティア養成講座や市内の学校等で行っている「ボランティア・福祉体験教室」などを活用しながら、福祉教育を実施し、福祉やボランティアに関する理解を深めています。

しかしながら、子どもたちへの開催状況に比べ、地域や市民に対しての機会が少ないことから、そのような場を増やす取り組みが必要です。

取り組み

本市では、子どものうちから福祉を身近に感じてもらえるよう、また教育現場でも気軽に活用し、福祉に触れてもらえるよう、本計画の概要をマンガ版として作成します。

また、引き続き市社協を中心に、認知症サポーター養成講座や市内の学校等で出前講座を実施していきます。

● 主な事業 ●

- 人権擁護委員活動支援事業
- 福祉教育

推進項目 3-3

誰もが意思や意向を発信できる 機会を増やします

現状・ 課題

認知症や障がいなどにより、自分で色々なことを判断したり決断したりすることが難しくなる場合があります。認知症では症状の進行がありますので、以前はできていたことが難しくなり、本人が受容できず今後の不安を抱えている場合もあります。その場合、相談員や家族、医療・福祉の関係者が、本人の代弁者として、本人に寄り添いながら、本人と一緒に意思や意向を発信していけるようにする必要があります。

意思決定支援については、医療・福祉分野で分野ごとのガイドラインが出されていますが、共通しているのは、本人が自らの意思に基づいて意思決定をすることが書かれています。認知症の進行などにより、本人が判断をすることが難しくなった場合でも、本人の感情は残っているとされており、家族等の関係者が、推定意思を尊重しながら代理で意思決定を行うことが必要です。

本市でも、「私とわたしの大切な人のためのノート」を作成し、自分の考えや気持ちを伝えるための取り組みを推進していますが、このような取り組みは、まだ十分に浸透していないと言えます。

取り組み

自分の考えや気持ちを伝え、自分のことを決めることができるように、「私とわたしの大切な人のためのノート」の活用を進めます。認知症や障がいのある人が、自身の希望や必要としていること等を話し合う本人ミーティングや、ピアカウンセリングを通して、自分の思いを発信できるような機会も創出していきます。家族や支援者の都合で判断をすることがないよう、意思決定支援に関するガイドラインに基づいて、本人にとって何が最善であるか話し合い、方針を決め、必要に応じて支援を行います。

また、地域住民や事業所等に対し講演会等を開催し、意思決定支援の大切さについて啓発していきます。

● 主な事業 ●

- 認知症地域支援・ケア向上事業
- 成年後見利用促進事業負担金

基本目標 2 一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している



背景

国では、地域共生社会の実現に向け、地域のあらゆる住民が役割を持ち、世代や背景を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、それぞれ役割を持ち支え合いながら、自分らしく暮らしていく取り組みを推進しています。例えば、認知症になっても、得意な家事を地域の食堂で行ったり、障がいがあっても体力に自信があれば高齢者の代わりに買い物の荷物を持つといった取り組みがあり、ハンディキャップがあっても役割を持つことでやりがい生まれ、いきいきと暮らしていくことができます。そのためには、お互いを尊重し、認め合うことが必要で、それにより権利擁護の意識が生まれ、命の大切さを感じることができます。

また、安心して暮らすためには、お互いを知ることのみではなく、サービスを充実させたり、災害等の有事の際に備えて、日ごろから準備をしておくことが大切です。

そこで基本目標2に「一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している」と掲げ、一人ひとりの生活について考える機会を創出し、自分が心地よいと思う場に参加したり、安心して生活できるよう、福祉サービスの充実や災害時等に備えた体制整備を推進していきます。



施策の評価項目

施策④ 市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します

評価指標		基準値	5年後	10年後
1年間に地域住民から相談が つながった件数	業務取得	114件	300件	400件
1年間に権利擁護に関わる 講演会・研修等の参加人数	業務取得	62人	170人	250人
本市における自殺死亡率	業務取得	13.2	11.2	9.2

施策⑤ すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします

評価指標		基準値	5年後	10年後
障がい者が社会参加できていると 感じている人の割合	市民意識 調査	37.2%	42.2%	48.2%
社会参加・交流をしている高齢者の割合	市民意識 調査	37.8%	44.2%	50.6%
民間との連携により福祉活動を 実施している事業所等の数	業務取得	8カ所	44カ所	66カ所

施策⑥ 安心して生活できるよう身近な場所で支援します

評価指標		基準値	5年後	10年後
障がい者が地域で安心して 暮らしていると思う人の割合	市民意識 調査	47.1%	51.8%	56.6%
高齢者が地域で安心して 暮らしていると思う人の割合	市民意識 調査	55.8%	59.4%	63.0%
避難行動要支援者個別避難計画の作成率	業務取得	61.6%	70.0%	90.0%



施策④

市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します



現状

近年では、全国的に単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれており、本市においても例外ではありません。職場・家庭・地域で人々が関わり支え合う機会の減少や、新型コロナウイルス感染拡大後の交流・見守りの場や相談支援を受ける機会が減少したことで、いわゆる「社会的孤立」が更に増加しました。

国では令和3年度（2021年度）に「孤独・孤立対策重点計画」を策定し、支援を求める声を上げやすい社会にすることや、切れ目のない相談支援につなげること、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うことが明記されています。

社会的孤立は、特別な人が陥るものではなく、何かのきっかけで誰にでも起こりうることであり、またその状態が進むと自殺や孤立死、ひきこもりや虐待といった事象が起きやすいため、地域における「つながり」の重要性が言われています。

本市においても、この社会的孤立の解消に取り組み、市民の権利擁護を支援する必要があります。

方向性

社会的孤立とならないよう日ごろからつながりを持てるような地域づくりを進め、困ったことや変化に気づいた時に相談しやすい環境を整え、必要な情報の提供や助言が行えるような体制を整備します。

また、本人の権利擁護に取り組み、必要に応じて成年後見制度等の利用につなげるなど、誰も取り残さない地域となるような取り組みを推進します。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
虐待や権利侵害について学び、近くに望まない孤立の人がいないか気を配ります。	身の周りで権利侵害が起きたり孤立している状況を把握した時に、相談窓口にご相談（通報）します。	すべての市民が意思を尊重された生活ができるよう支援し、日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について整備します。	すべての市民が自ら意思決定できるよう支援すると共に、様々な事情で暮らしに困っている市民の把握につとめ、つながり続けるための支援体制を整備します。

推進項目 4-1

社会的孤立を防ぐため社会と つながることができるよう支援します

現状・ 課題

本市では、令和3年度（2021年度）に、「くらしと交流に関する調査」を実施しました。この調査は、「8050問題」や「就職氷河期世代の支援」などの社会的な課題に対応するため、市内のひきこもり状態の方の現状及び傾向等を把握し、今後のひきこもり施策に反映させていくための基礎資料とすることを目的に実施したものです。

この調査からは、外出頻度の低い方は、外出頻度の高い方に比べて悩みごとを抱えている方が多く、相談窓口としても「自宅での相談」を希望されていることが多いという特徴が見られました。そのため、地域に開かれている相談窓口のみでなく、アウトリーチを通じて相談を受け付ける必要があります。

なお、近年では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、職場・家庭・地域においても、人々が関わり支え合う機会が減少しています。孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こりうることであり、本人だけの問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題と言えます。そのため、人と人とのつながりを実感できる環境を整えていくことが重要です。

取り組み

本市では、「ほっとプラザ」を中心に、ひきこもり状態のある方とその家族の支援、見守り・交流が可能となる居場所の提供を行っています。また、分野を問わず受け止める相談支援体制や、既存の会議を活用した孤独・孤立対策地域協議会の中で、本人やその家族の目線や立場に立ち、切れ目ない支援体制を構築し、相談対応を行っています。

相談に来られない方に対しては、訪問による相談の受付や、メールまたはSNSなどを活用しながら、本人のタイミングで相談を受けられる体制を構築していきます。

● 主な事業 ●

- ひきこもり支援センター設置事業
- 就労準備支援事業

〈ほっとプラザでの内職作業〉



推進項目 4-2

虐待を防止し権利擁護の 体制を整備します

現状・ 課題

虐待は、複数の要因が複雑に絡み合って起こります。介護負担や意思疎通の難しさ、経済的な貧困など要因は様々で、困った時に声を上げることができる環境を作っていくことが必要です。また虐待においては、権利侵害が起きており、権利擁護の視点が大切です。

権利擁護とは「なんらかの事情によって、自分の思いや考えを他の人に伝えることができず、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人々を支援する活動」と言われており、その根底となる意思決定について、代弁者となりうる人や機能が必要です。国でも地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制づくりについて、権利侵害の回復支援と意思決定支援を両輪として位置づけ、取り組みを推進しています。

そのため、虐待の防止に向けて、本人や家族が自分の思いや考えを伝えやすい環境をつくり、また判断能力が低下してきた時には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用などを行い、本人の代弁者として支援する必要があります。

取り組み

本市では、東海市障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会を設置し、関係機関とのネットワークを形成し、虐待の要因分析等を行い、虐待の早期発見及び対応、並びに発生防止の体制づくりについて検討します。また、相談支援体制を充実させ、何か不安なことや心配なことがあれば声を上げやすい環境を整備していきます。

なお、判断能力の低下により、金銭管理や契約行為が難しくなってきた場合には、市社協や特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター（以下、「権利擁護支援センター」という。）と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用ができるよう支援体制を整備します。

● 主な事業 ●

- 障がい者等虐待防止・差別解消推進協議会設置事業
- 障がい者等虐待防止啓発事業
- 成年後見利用促進事業負担金

推進項目 4-3

命の大切さを学び本人や 周りの人を支えます<自殺対策計画>

現状・ 課題

平成18年(2006年)10月に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が推進されてきた結果、3万人台から2万人台に減少したものの、令和2年度(2020年度)には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、11年ぶりに前年を上回りました。特に小中高生の自殺者は増加傾向となっています。

令和3年(2021年)8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答していることから、自殺は誰にでも起こりうる危険性があります。

そのため、自殺を精神保健上の問題のみでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があり、その多くが追い込まれた末の死であると捉え、自殺対策として生きることの支援を包括的に行っていく必要があります。

本市においても、令和4年(2022年)現在の自殺死亡率は、人口10万人あたり13.2となっていますが、9.2以下となるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない東海市」を目指し、以下の取り組みを推進していきます。

取り組み

これまで、本市では自殺対策として、各種相談事業や人材養成研修等を行ってきました。今後も引き続き、様々な分野と連携し、相談支援を実施することで地域におけるネットワークの強化を図ります。また、自殺リスクの高い人の早期発見・対応のため、自殺や関連事業等に関して正しく理解できるよう普及啓発を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、想いに寄り添いながら伴走し、必要な支援機関等につなぐことのできる人材の養成を進めます。

また、自己肯定感を高める等、他者との信頼関係の回復に向けた取り組みや経済的な支援などを行い、自殺リスクを低下させ、誰でもSOSが出しやすい環境整備を進めます。

● 主な事業 ●

- 地域自殺対策強化事業
- 各種相談支援事業

推進項目 4-4

再犯防止や更生に向け支援します ＜再犯防止推進計画＞

現状・課題

国は、平成28年（2016年）12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体は、再犯の防止などに関して地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することを定めました。国の統計では、2年以内再犯率は、高齢者が他の世代に比べて高く、また知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いとされているため、伴走しながら支援をする必要があります。

県では、刑法犯認知件数は年々減少傾向にあります。再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は47%前後を推移しています。こうした状況を踏まえ、県は令和3年（2021年）3月に「愛知県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町村、民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域社会に復帰できるように支援することで、再犯者数を減少させていくことを目指しています。

本市においても、こうした国・県の動向にあわせて、地域住民の犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指し、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を図るため、保護司や刑事司法関係機関などと連携した取り組みを進める必要があります。

取り組み

本市では、様々な分野間の連携を図りつつ、福祉サービス等へのアクセスが困難である人や複合的な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、伴走しながら相談支援を行い、また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域となるよう啓発を進めていきます。

● 主な事業 ●

- 保護司活動支援事業
- 更生保護女性会活動費補助事業
- 各種相談支援事業
- 生活困窮者就労支援準備事業